

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和2年6月24日現在）

所掌	事業の名称	補助・助成金 給付金	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年												R3年			給付・補助金額等	問合せ先	該当ページ	
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
経済産業省	持続化給付金	給	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。	農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象	①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50％以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、 （Ⅰ）資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、 （Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。															法人：200万円、個人事業者：100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。 【売上減少分の計算方法】 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50％の売上×12ヶ月)	持続化給付金事業コールセンター TEL：0120－115－570（直通） IP電話：03-6831-0613	https://www.iizokuka-kyufu.jp/		
	家賃支援給付金	給	新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等	左記の者であり、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。 ①いずれか11月の売上高が前年同月比で50％以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30％以上減少															申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。 ・法人：最大600万円 ・個人事業者：最大300万円	(制度の詳細は現在検討中) 準備が整い次第、経済産業省HP等で公表			
	生産性革命推進事業		新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援。 生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。		■特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通） 【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること ・類型A：サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと （例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓） ・類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと （例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供） ・類型C：テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実施できるような環境を整備すること （例：WEB会議システム、シンククライアントシステム等の導入） ■事業再開枠の対象※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費 ・消毒、マスク、清掃・飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等） ・換気設備・その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等） ・掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）																(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL：03-6459-0866 E-mail： seisanseikakumei@smrj.go.jp	https://seisanseismrj.go.jp/		
	【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型（特別枠含む）〕	補	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。	中小企業者等・小規模事業者等	(1) 交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2) 以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年平均1.5％以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金＋30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年平均3％以上増加																	■補助上限：原則1,000万円 ■補助率： 【通常枠】中小企業：1/2、小規模企業者・小規模事業者：2/3 【特別枠（類型A）】2/3 【特別枠（類型B又はC）】3/4 【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】上限50万円・定額（10/10）	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053	http://portal.monodokuri-hoio.jp/index.html
	小規模事業者持続化補助＜一般型＞	補	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。	小規模事業者等	【想定される活用例】 ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。 ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。 ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでビクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。																	■補助上限：50万円 ■補助率：2/3 上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。 ・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10） ・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3または定額（10/10） ※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実が登記簿又は開業届の写しにより確認） ※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。 ※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。	全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6447-2389	http://www.shokokai.or.jp/iizokuka_r1h/ https://r1.iizokukahojokin.info/
【生産性革命推進事業】 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞	補	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。	小規模事業者	小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記要件①～③いずれかに合致する投資であること。 ①サプライチェーンの毀損への対応 ②非対面型ビジネスモデルへの転換 ③テレワーク環境の整備																	■補助上限：100万円 ■補助率：（類型A）2/3、（類型B又はC）3/4 上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。 ・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10） ・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4又は定額（10/10） ※売上高が前年同月比▲20％以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。 ※ 2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。 ※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。	広島県商工会連合会 TEL：082-247-0221 日本商工会議所 TEL：03-6447-5485	日本商工会議所 https://r2.iizokukahojokin.info/corona/?fs=5CqLQWzt 広島県商工会連合会 https://www.town.fuchu.hi	
【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）＜特別枠（C類型）＞	補	新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「通常枠」よりも補助率を引き上げた「特別枠（C類型）」を設け、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者によるIT導入等を支援。	中小企業・小規模事業者等	(1) 補助対象事業の考え方 甲：サプライチェーンの毀損への対応 （顧客への製品供給を継続するために必要なIT投資を行う） 乙：非対面型ビジネスモデルの転換 （非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するために必要なIT投資を行う） 丙：テレワーク環境の整備 （従業員がテレワーク（在宅勤務等）で業務を行う環境を整備するために必要にIT投資を行う）																	補助率：1/2（特別枠は、類型A（「甲」）2/3、類型B又はC（「乙」又は「丙」）3/4） ※詳細は31、32ページ参照 ※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加算 ※公募要領上では類型A：「甲」、類型B：「乙」、類型C：「丙」と記載 ※特別枠では、4月7日以降の契約まで遡って補助。	(一社)サービスデザイン推進協議会 TEL：0570-666-424	https://www.it-hoio.jp/applicant/	
【サプライチェーン改革】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	補	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援。	大企業・中小企業等	(1) 事業A 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの ①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業 ②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業 ◇補助率：大企業（1/2以内）、中小企業等（2/3以内） (2) 事業B 一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業 ◇補助率：大企業（2/3以内）、中小企業等（3/4以内） (3) 要件C①～③の全てを満たす事業 ①複数の中小企業等のグループによる共同事業 ②事業Aに該当する事業 ③グループ化メリットを有する事業 ◇補助率：中小企業等（3/4以内） ■補助上限額 150億円 ■事業期間 原則3年間（大規模案件は4年間）																	■補助上限額：150億円 ■補助率：大企業1/2以内、中小企業等2/3以内等 ■補助対象経費：建物・設備の導入費等 ■事業期間：原則3年間（大規模案件は4年間）	みずほ情報総研㈱ 社会政策コンサルティング部 TEL：03-6825-5476 E-mail：kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp	https://epc.or.jp/fund_dept/supplychain/kobo	
【サプライチェーン改革】 海外サプライチェーン多元化等支援事業＜設備導入補助型（一般枠・特別枠）＞	補	製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援。	日ASEANサプライチェーン強靱化に資する、民間団体等 ASEAN等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）	(1) 設備導入補助型（一般枠） 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業 (2) 設備導入補助型（特別枠） 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業のうち、特に以下のA及びBを満たす国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の製造設備に係るもの																	(1) 設備導入補助型（一般枠） ・補助申請金額：1億円～50億円 ・補助率：中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2に補助率調整指数（20％～100％）を乗じた率以内 (2) 設備導入補助型（特別枠） ・補助申請金額：100万円～50億円 ・補助率：中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2に補助率調整指数（20％～100％）を乗じた率以内	(独)日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外サプライチェーン多元化等支援事業 支援事務局 TEL：03-3582-5410 E-mail：scs@etro.go.jp	https://www.ietro.go.jp/services/supplychain	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年6月24日現在)

所掌	事業の名称	補助・助成金 給 給付金	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年												R3年			給付・補助金額等	問合せ先	該当ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
経済産業省	補 【販路開拓支援】 JAPANブランド育成支援等事業(特別枠)		地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援。	中小企業者、商工会、商工会議所、組合、NPO法人 等	(1)事業型 中小企業者等が、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組(新商品・サービス開発やブランディング等)。 (2)支援型 民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得を支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)する取組。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表(中小企業等向け)＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和2年6月24日現在)

担当	事業の名称	補助金・助成金 給付金	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年		募集期間(→)												R3年			給付・補助金額等	問合せ先	該当ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
広島市	補 広島市雇用調整助成金等申請費用補助金		中小企業等の雇用調整助成金等の利用を促進し、従業員の雇用維持や事業活動の継続を図ることを目的に補助金。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等を余儀なくされた事業者が国の雇用調整助成金等の制度を利用する場合について、その申請に係る費用(社会保険労務士へ支払う申請書類の作成に要する経費等)を補助	(1)広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	■対象となる費用 (1) 国の雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費 (2) 提出代行または事務代理に要する経費 (3) 前各号に付随して必要な経費 (4) その他市長が必要と認める経費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年6月24日現在)

担当	事業の名称	補助金・助成金 給付金	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年												募集期間(→)			R3年			給付・補助金額等	問合せ先	該当ページ
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
三原市	事業継続支援給付金事業	給	感染症の拡大により売上減少等の影響を受けている事業者に対し、店舗や事業所の継続を支援するため、一律で給付金を支給することにより事業継続を支援	右の募集対象分野に当てはまる方	令和2年4月30日時点で市内に事業所等を有する法人又は個人事業主(以下「事業者」)で、下記(1)～(3)のいずれにも該当する事業者が支給の対象になります。 (1)三原税務署へ営業所得の申告がなされている事業者。もしくは令和2年1月1日～4月30日の間に個人事業の開業届が三原税務署へ提出されている新規事業者。(法人の新規事業者については、令和2年4月30日時点で法人設立登記が完了していること。) (2)市税の滞納がない事業者 (3)反社会的勢力でない事業者 医療法人、社会福祉法人等でも事業所得(営業所得)の申告がなされている者は対象となります。また、大企業も対象です。(ただし、宗教上の組織もしくは団体、政治団体は除きます。)																・1事業者につき5万円	三原商工会議所(担当:星野・香田) 管轄:三原地区(旧三原市内) TEL:080-2901-9852 三原臨空商工会 本所(担当:大谷・土井・清代) 管轄:本郷・久井・大和地区 TEL:0848-86-2238 三原市 経済部 商工振興課(担当:本林・村上) TEL:0848-67-6072	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/105076.html#iievakeizoku			
	雇用調整助成金等活用促進事業	給	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所(注1)がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金について、広島労働局長の支給決定を受けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため、支払い済みの経費も対象となります。																・10万円を上限に対象経費の全額を補助(申請は1回限り)	三原市 経済部 商工振興課 TEL:0848-67-6013	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/chushokikyoe219.htm#kyufukin			
	新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料補助金	補	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や営業時間の短縮等の要請により売上減少等の影響を受けている市内の事業者に対して、店舗賃借料の補助金を交付することで、事業者の経営支援及び事業継続を図ります。	1.市内に本店を有する法人若しくは市内に住所を有する個人 2.広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者 3.継続して1年以上事業を行うもの 4.店舗所有者と事業者が生計同一者若しくは2親等以内の親族または法人の代表者でないこと	■補助対象費 店舗の賃借料																	店舗の賃借料(共益費その他の経費を含む。)の2分の1以内で、月額5万円を限度とし、令和2年4月分から9月分までの間のうち連続した3か月分(上限15万円)	三原市 商工振興課 商工振興係 TEL:0848-67-6072	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/105076.html#insyakuho		
	経営支援給付金支給事業	給	新型コロナウイルス感染症により売上が減少し、広島県等の融資制度を活用する市内事業者に対して、事業者の経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給します。	○三原市内に住所及び事業所を有する個人事業主、または市内に本店を有する法人 ○新型コロナウイルス感染症対策で、政府系金融機関または民間金融機関が実施する融資制度を活用していること ○市税の滞納がないこと	■対象融資 ○広島県県費預託融資制度(新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティネット資金(国指定)) ○日本政策金融公庫の制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)、衛生環境激変対策特別貸付、新型コロナウイルス対策南経融資、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付) ○商工組合中央金庫の制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付)																	・10万円 (1事業者につき1回限り)	三原市 商工振興課 商工振興係 TEL:0848-67-6072	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/105076.html#keieisigdn		
	観光交通事業者等支援給付金支給事業	給	新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けている市内観光交通事業者等に対して、事業者の経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給	1.令和2年6月1日時点で、次のいずれかの許可を受けて、市内で事業を営んでいること ○旅館業法に基づく旅館業の営業許可 ○海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業の許可 ○道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可	(1)旅館業 (2)一般旅客定期航路事業 (3)一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業																	(1)許可を受けた客室数に2万円を乗じた額 (2)許可を受けた船舶数に5万円を乗じた額 (3)許可を受けた車両数に5万円を乗じた額	三原市 商工振興課 商工振興係 TEL:0848-67-6072	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/105076.html#kanko		
尾道市	雇用調整助成金等の申請手続き費用を補助(仮称)	補	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費																	(検討中)	尾道市 商工課 TEL:0848-38-9183	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/3/33476.html		
福山市	テイクアウト・デリバリー参入応援事業補助金	補	飲食店営業1類の許可を持つ事業者が、2020年(令和2年)4月1日以降に、新たに飲食店営業3類の許可を取得したうえで、テイクアウト・デリバリー事業に参入し、売上を確保するための取組経費を補助	市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等 ※2020年(令和2年)4月1日以降にテイクアウト・デリバリー事業を開始する場合	(1)店舗等内装工事費 テイクアウト用小窓、ショーウィンドー、調理室の間仕切りの設置など (2)販売促進費 ・チラシ等印刷物の製作委託費 ・Prするための広告掲載費(新聞・雑誌等) ・動画制作委託費 ・Webサイト等製作委託費 ・看板・Popのぼり製作費 など (3)配送用車両等借上料 デリバリーバイク等のリース・レンタル料(最長4か月分) (4)梱包・包装資材等の購入費 テイクアウト・デリバリー用のはし等の食器類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋、クーラーボックス等の購入費用 など																	・補助率:10/10 ・補助限度額:30万円	福山市 産業振興課 商業振興担当 TEL:084-928-1038	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/sangyou/187981.html		
	デリバリー代行サービス応援事業補助金	補	飲食店営業3類の許可を持つ中小事業者等が、2020年(令和2年)4月1日以降の、「デリバリー代行サービス」等を利用する際の手数料等を補助	■市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者。 ■デリバリー事業を行うために必要な飲食店営業3類の許可を受けており、かつデリバリー代行サービスを2020年(令和2年)4月1日以降に利用する者	(1)デリバリー代行サービス利用に係る経費(2か月分) ・タクシー会社が行うデリバリー代行サービスの手数料等 Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する手数料等 (2)デリバリー代行サービス利用に係る初期経費 ・Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する初期登録料等																・補助率:1/2 ・補助限度額:10万円 ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く。 ※補助対象期間内の2か月分まで	福山市 産業振興課 商業振興担当 TEL:084-928-1038	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/sangyou/187981.html			
	採用活動支援事業補助	補	市内の中小企業者等が行う非接触型のWebを活用した面接および説明会のために必要な事業に対して、市が予算の範囲内で経費の一部を助成	市内に住所及び事業所を有する、大企業、中小企業、個人等	<対象事業費の例> ・Web面接や説明会を行うためのWebサービス利用料もしくはソフト利用料(導入費、継続費) ・Web合同説明会等への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等にかかる委託料や動画制作のためのソフト利用料(導入費、継続費) ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート等にかかる費用 ○ハードウェアに関する費用○通信料○Web面接や説明会を伴わない就職支援Webサービス等への掲載や登録費用等																	・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 産業振興課 雇用労働担当 TEL:084-928-1040	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/sangyou/188050.html		
	福山市雇用調整助成金申請サポート補助金	補	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費																	・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 産業振興課 雇用労働担当 TEL:084-928-1040	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/sangyou/188680.html		
	福山市テレワーク推進事業	補	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に、市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勧めの方	福山市では、市内企業にお勧めの方が、宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業(事業所)から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。																	補助額:1回あたり3,000円	福山市 経済総務課 TEL:084-928-1215	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keizaisoumu/188898.html		
福山市スタートアップ事業者応援給付金	給	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、創業間もない福山市内の事業者に対して、福山市内に有する事業所等の賃借料等の固定費の一部を支援	福山市内に登記上の主たる事業所又は本店を有する中小企業者(ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く)。個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書における納税地が福山市である個人事業主。かつ、右記要件を満たすこと。	・事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の開始日(2020年4月8日)以前であり、かつ2020年1月1日以降である者 ・日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者 ・給付対象として申請した経費に関して、国・県・市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(給付金等)から給付を受けていない者 ・給付金の支給決定後も事業を継続する意思がある者 【対象経費】 次のア～ウの経費において、申請事業者が2020年3月1日(日)から2020年5月31日(日)までにおいて実際に支払った経費 ・家賃 ・土地利用料 ・事業に必要な機器等のリース料																	・支給限度額 30万円 ・支給率 10/10	福山市役所 経済環境局 経済部 産業振興課 TEL:084-928-1039	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/sangyou/192806.html			

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和2年6月24日現在)

担当	事業の名称	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年												募集期間(→)			R3年			給付・補助金額等	問合せ先	該当ページ
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
福山市	補 給 福山市特定離職者雇用促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職者や内定取消者を新たに雇い入れ、市内事業所で3か月以上継続的に雇用した事業者に対し、支払った賃金に対して補助します。	・福山市内に事業所がある事業者 ・2020年4月1日から同年9月30日までの間に対象となる離職者(労働者)を雇い入れ、継続して雇用する意思がある ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態で雇い入れている ・広島県の新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金を受けていない ・風営法第2条に規定する事業を営んでいない ・市税の滞納がない	【対象となる労働者】 (離職の要件) ・2020年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した 市内に居住する人(雇用の倒産・休業、解雇、内定取消し、個人事業主の廃業等) (雇用要件) ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態 ・健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定による被保険者 ・1週間の所定労働時間が30時間以上 ・2020年4月1日～同年9月30日に雇用された方																	・補助期間 雇用後、最初の6か月 ・補助金額1人あたり(上限)60万円 (月額上限10万円×3か月×2期) ・申請人数(上限) 1事業者につき5人まで	福山市 経済環境局 経済部 産業振興課 TEL:084-928-1040	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/sangyou/192273.html		
府中市	補 雇用調整助成金等の申請手続き費用を補助(仮称)	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	府中市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費																	(検討中)	府中市 経済観光部商工労働課 TEL:0847-43-7190			
三次市	給 事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受け、売上が20%以上減少した事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するための給付金を支給	市内に本店を有する法人、市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主(フリーランス含む)	○令和2年3月から5月のうちのひと月の売上が前年同月の売上と比較して20%以上減少している事業者 ○広島県感染拡大防止協力支援金を受給していない事業者 ○三次市介護保険居宅サービス事業所支援金を受給していない事業者 ○主たる業の前年の事業収入が120万円以上の事業者 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象です。																	・補助限度額:10万円	<申込み窓口> みよしまちづくりセンター(1階べべらホール) <問合せ先> 三次市 産業振興部商工観光課 TEL:0824-62-6171	https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shoukou/m/syoukou/jigyousy/asienkyufukin.html		
	補 中小企業経営持続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症により、事業経営に影響を受けている中小企業の経営持続に向けて、新型コロナウイルス感染症防止対策や情勢に応じた新たな取組等に対する経費の一部を助成	三次市内の中小企業者	○感染防止対策 消毒液・マスク・空気清浄機・換気扇・飛沫防止板などの購入・設置経費 ○営業形態転換・拡大 テイクアウト・デリバリー・ネット通販などを開始するための容器や備品・設備などの購入に係る経費 ○販路開拓・拡大 新業態の取組に必要な営業許可などの取得経費、YouTubeなどへアップロードするための動画作成にかかる経費、新たな商品開発等に係る経費 ○宣伝広告 ホームページ、チラシなどの作成や新聞折込などに係る経費																	・補助率:3/4 ・補助上限:30万円(千円未満の端数は切り捨て) ※補助対象経費に係る消費税および地方消費税相当額を除く。	<問合せ先> 三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働係 TEL:0824-62-6171 E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp	https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shoukou/m/syoukou/kiyoukueieiizoku-hojokin.html		
	補 雇用調整助成金等の申請手続き費用を補助(仮称)	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	府中市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費																	(検討中)	三次市 産業振興部商工観光課 TEL:0824-62-6171			
庄原市	給 中小企業者等事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受ける事業者に対し、事業を継続していただくために応援給付金を支給します。	(1)広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年6月までのうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者 (2)令和2年4月30日以前に開業した法人(公共的法人を除く)または個人事業者で、前年の確定申告において120万円以上の事業収入を得ていること (3)主たる収入としての事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者 (4)国の持続化給付金の給付を受けていない(受ける予定のない)事業者 (5)市税の滞納がない事業者																	・一律10万円 (1事業者につき1回限り)	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/shoukou/23496.html		
	補 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金	新型コロナウイルス感染拡大の予防対応等のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む設備導入や事業継続のための取り組みに対して必要な経費を補助	市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等	■対象経費 消耗品・印刷製本費・通信運搬費・広告料・手数料・委託費・工事費・備品購入費・賃賃料																	・補助率:3/4 ・補助限度額:30万円 ※補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/post_1292.html		
	補 庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。))の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助	新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者	■補助対象経費 (1)広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2)雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3)雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4)その他市長が必要と認めた経費 ※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どりの補助ができないことがあります。 ※2 実績払いとなります。																		・補助率:10/10 ・補助額最大:10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/post_1313.html	
大竹市	補 大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている状況においても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に対して、予算の範囲内で、大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金(雇用調整助成金等の申請のために社会保険労務士に支払った経費に対して上限10万円まで1回限り)を交付します。	1. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金 2. 次の事業者で、雇用調整助成金等の申請を行った事業所が市内であること。	(1)広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2)雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3)雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4)その他市長が必要と認めた経費																	・補助率:10/10 ・補助額最大:10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	大竹市 産業振興課商工振興係 TEL:0827-59-2131	http://www.city.otake.hiroshima.jp/topics/korona/keizaisenn/keizaisienkorona/1591850830904.html		
	給 大竹市事業継続支援金	大竹市では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した、市内に事業所を有する中小事業者の事業継続を支援するため、1事業者10万円の支援金を交付する事業を実施します。	大竹 市内に本社・本店 1がある又は本社・本店は 大竹 市外であるが店舗が 市内にある【サービス業及び小売業に限る】	1.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から12月までの期間のうち、いずれかの1か月間の事業収入が前年同月の事業収入と比較して30%(小数点以下切り捨て)以上減少し、その減少額が10万円以上の者 2. 事業収入を得ている中小事業者であり、大企業者が経営に参画していないこと ※事業所得 収入 が対象で、雑所得や給与所得は該当しない。																	・1事業者:10万円	【申請に関する問合せ】 大竹商工会議所 TEL:0827-52-3105 【入金に関する問合せ】 大竹市 産業振興課 TEL:0827-52-2131	http://www.city.otake.hiroshima.jp/topics/1591263420144.html		
東広島市	補 東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用について補助金	・東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士に委託をした者 ・雇用調整助成金の支給決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料																	・補助率:10/10 ・補助額:最大10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921	https://www.city.higashihiroshima.jp/soshiki/sangyo/5/doku/24256.html		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
（令和2年6月24日現在）

担当	事業の名称 補 給 補助金・助成金 給付金	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年												R3年			給付・補助金額等	問合せ先	該当ページ
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
東広島市	補 東広島市ビジネスモデル転換支援事業補助金	既存ビジネスの在り方を転換し、衛生用品の新規製造や飲食店等におけるサービス提供方法の変更等、売上・雇用の維持に向けて新たな取組を実施する方を応援します。	・東広島市内に事業所を有しており、業務歴が3か月以上の中小企業者 ・市税の滞納がない者 ・実施内容が、国・地方公共団体等の補助金等の給付に重複していない者	・消耗品費、通信費、広告宣伝費、既存設備改修費、ソフトウェア改修費、その他市長が必要と認めた経費						→ R2.5/1～										・補助率：10/10 ・補助額：最大20万円（申請は1回限り）	東広島市 産業部産業振興課 TEL：082-420-0921	https://www.city.hizashihiroshima.jp.jp/soshiki/sangyo/5/dokuzi/24254.html
廿日市市	補 廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金	1.廿日市市内に事業所を有している中小企業者 2.雇用調整助成金の支給決定を受けている方 3.雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼している方 4.市税を滞納していない方	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要した経費						→ R2.5/20～当面の間										・補助率：10/10 ・補助額：最大20万円	廿日市市 環境産業部産業振興課 TEL：0829-30-9140	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/25/55619.html
安芸高田市	給 安芸高田市事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業要請等の影響により、売上・事業収入が減少となっている市内事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として、安芸高田市事業継続応援金を給付	安芸高田市に住民票がある者が経営する中小企業・個人等	新型コロナウイルス感染症拡大に影響により、令和2年2月から6月までの期間のうち、いずれかひと月の事業収入（売上）が前年同月比で30％以上減少している事業者で、令和元年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者						→ R2.5/18～7/31										・25万円（1事業者1回限り）	安芸高田市商工会 TEL：08236-42-0560 安芸高田市商工観光課 TEL：0826-47-4024	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/g433/
安芸高田市	補 雇用調整助成金等活用促進事業補助金	安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、休業等を余儀なくされている市内の中小企業者に対して、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給申請手続に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支援する補助金	○安芸高田市市内に主たる事業所が所在している中小企業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者 ○本事業による補助金の交付を受けていない者	雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請を社会保険労務士に依頼した場合の報酬や委託費 ※消費税及び地方消費税相当額は助成対象外																・補助率：10/10 ・補助額：最大10万円	安芸高田市 産業振興部商工観光課 TEL：0826-47-4024	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/y481/
江田島	補 江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類作成などを 社会保険労務士に委託した際の手数料を補助	1 江田島市内に主たる事務所を有している中小企業・個人事業主 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給に必要な書類などを社会保険労務士に委託した者 3 雇用調整助成金等の支給決定を受けている者 4 前年度以前の市税の滞納がない者	雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成など社会保険労務士又は社会保険労務士が所属する法人に委託した際の手数料等																・補助率：補助対象経費の全額 ・補助額：・10万円を上限	江田島市 産業部交流観光課 TEL：0823-43-1644 江田島市商工会 TEL：0823-42-0168	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/7390
	補 江田島市がんばる商工業等支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比5％以上減少しており、新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けた商工会会員で次の要件を満たす者	・本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること ・風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの）でない者 ・市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入資金でない者 ・前年度以前の市税を滞納していない者						→ R2.5/12～										・支援額：融資額の2％の額 ・支援限度額：1社につき年度内30万円	江田島市 産業部交流観光課 TEL：0823-43-1644 江田島市商工会 TEL：0823-42-0168	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/7271
府中町	給 府中町小規模事業者支援金	令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の小規模事業者に対し、予算の範囲内で府中町小規模事業者支援金を交付	小規模事業者 ※「商業・サービス業」は、卸売業、小売業、飲食業や理美容業などの各種サービス業などが該当します。	・広島県から休業等の要請を受けた事業者は、広島県感染拡大防止協力支援金を申請してください。※府中町小規模事業者支援金との重複受給はできません ・令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も継続する意思があること。						→ R2.5/25～										・1事業者につき5万円 支給は1回限り	府中町 自治振興課 商工観光係 TEL：082-289-3128	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/shoukou/23496.html
海田町	給 海田町事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に大きく影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える応援金を給付します。	町内に事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者、及び本業として事業を営む個人事業主	感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月（対象月）の売上高が前年同月に比べて20％以上減少していること。 （前年同月の売上高－対象月の売上高）÷前年同月の売上高×100＝減少率（％）						→ R2.5/19～7/31										・10万円	海田町 魅力づくり推進課 TEL：082-823-9234	https://www.town.kaita.jp/site/covid19-joho-kaita/115875.html
熊野町	給 熊野町事業継続応援金	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20％以上50％未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため応援金を支給します。	右記要件を満たす事業者	・令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。 ・国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに熊野町事業継続応援金の給付を受けていないこと。						→ R2.6/30～7/31										・1事業者 10万円	熊野町 総務部 産業観光課 TEL：082-820-5602	https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1592466644462/index.html
	給 熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金	熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽減を図ります。	町内に事業所を有する方で、以下の条件の全てに該当していることかつ、右記要件を満たすこと	・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに支援金の給付を受けていないこと。																広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金（上限10万円）の対象経費であり、上限額を超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。	熊野町 総務部 産業観光課 TEL：082-820-5602	https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1592539563604/index.html
坂町	給 坂町中小企業等支援金制度	新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町内の中小企業者等に対し、国の持続化給付金を補完する形で支援金を給付	坂町内に事業所を有する中小企業等	○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月の間において、ひと月の売上が、前年同月比で20％以上50％未満の減少となる事業者。ただし、広島県の感染拡大防止協力支援金の受給者については、4月22日～5月6日までの期間を売上の算定期間から除外する。 ○ 国の実施する持続化給付金を受けてないこと、また、今後受ける予定がないこと。 ○ 申請書裏面にある誓約事項及び、同意事項に虚偽または同意に反しないこと。																・10万円（1事業者1回限り）	坂町役場 建設部産業建設課 産業係 TEL：082-820-1512	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/y481/
北広島町	給 きたひろ事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高が減少し企業活動に支障が生じている町内の中小企業及び小規模企業者等（以下「事業者等」という。）に対し、企業活動を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金	町内で商工業を営む法人その他の団体（みなし法人）及び個人で、町民税（法人、個人）を納付している事業者等	○応援給付金受領後も企業活動を継続する意欲があること。 ○新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20％以上減少していること。 ○新規創業者については、令和元年7月から令和元年12月までに創業した事業者等を対象とし、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の創業した月から12月までの 平均売上高と比較して20％以上減少していること。						→ R2.5/21～7/31										・10万円（1事業者1回限り）	北広島町 商工観光課 商工振興係 TEL：050-5812-8080 北広島町商工会事務局 TEL：0826-72-2380	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/y481/
	補 北広島町緊急制度融資信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症及び暖冬の影響を受け、民間金融機関に借入れをされた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助	1 町民税（法人、個人）を納めていること。（前年所得を申告されている） 2 町内に事業所を有すること。 3 広島県信用保証協会の保証対象者であること。 4 信用保証料を一括で支払っていること。 5 町内において対象融資を運用すること。	次の対象融資資金を借入れ、信用保証料を一括払いされている方（令和2年1月借入分から） ○セーフティネット保証4号に係る融資資金 ○セーフティネット保証5号に係る融資資金 ○危機関連保証に係る融資資金 ○広島県県費預託融資制度＜暖冬・少雪の影響＞に係る融資資金															～R3.3/31まで	・1事業者あたり上限10万円	北広島町 商工観光課 商工振興係 TEL：050-5812-808	https://www.town.kitahiroshima.jp/site/2019-ncgov/18740.html

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金＜市・町 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
（令和2年6月24日現在）

担当	事業の名称 補給 補助金・助成金 給付金	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年												R3年			給付・補助金額等	問合せ先	該当ページ
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安芸太田町	補給 安芸太田町中小企業者等緊急支援助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、助成金を交付することにより、中小企業者等の経営安定を図り、町の経済の維持、発展に資することを目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者及び小規模企業者（個人事業主含む）	①安芸太田町内で1年以上の事業実績があること ②最近1か月の売上高等が前年同月比で50%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で30%以上減少することが見込まれること 【期間】 ○令和2年2月から令和2年5月まで						→ R2.5/1～6/30										中小企業者等1者につき10万円（加算金） 雇用している被保険者1人あたり2万円を加算 ※但し、加算金上限額は40万円	安芸太田町 商工観光課 TEL：0826-32-7080	http://www.akiota.jp/kanko/kinkyuushienioseikin.html
	給 感染拡大防止協力支援金	広島県の緊急事態措置期間中（4月22日～5月6日）の休業要請に協力された事業者に、支援金を交付します。	広島県の感染拡大防止協力支援金の受給対象となった事業者に加え、休業要請期間の相当する期間において、休業の協力を行った事業者	（1）広島県の支援金を受給した事業所（措置期間全てで休業等を実施） （2）全ての措置期間ではなく、2/3以上休業した事業所						→ ～R2.7/31まで										（1）10万円 （2）20万円	世羅町商工会 TEL：0847-22-0529	http://www.town.sera.hiroshima.jp/svokou/shinnatakoronatvuushoukiyvoushien.html
世羅町	給 世羅町持続化給付金	国の「持続化給付金」の要件に該当されない事業者（感染症拡大により前年同月対比減少率（25%超50%未満）となっている事業者）に助成金を給付	右標記対象分野に当てはまる、世羅町に事業所を有する事業者	①新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の売上が前年対比25%超50%未満減少している事業者 ②2019年以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ③法人の場合は、資本金の額が10億円未満または常時使用する従業員数が2千人未満																・上限：20万円 ※昨年1年間の売上から減少分が上限	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL：0847-22-0529	http://www.town.sera.hiroshima.jp/svokou/shinnatakoronatvuushoukiyvoushien.html
	補給 緊急対策経営改善資金利子補給補助事業	小規模事業者経営改善資金（マル経）《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分》の活用者を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円（一般分の融資枠2,000万円とは別枠） 《資金使途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要																《金 利》1.21%（令和2年5月1日時点）より、当初3年間で0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会 TEL：0847-22-0529	http://www.town.sera.hiroshima.jp/svokou/shinnatakoronatvuushoukiyvoushien.html
神石高原町	給 小規模事業者 継続支援給付金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を継続して受けている小規模事業者に対して、継続的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者。 ※「緊急支給給付金」を受給された方も対象 ※町内の個人事業者の方で、事業事態が町外にある場合も対象	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します							→ ～R2.10/30まで									最大 法人（従業員20人以下）：50万円 個人事業者： 20万円 ※ 令和2年6月から9月のいずれか1月の減少分が上限（千円未満切り捨て） ※ 申請は1事業者につき、1回のみとなります。	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL：0847-89-3351	http://www.iinsekigun.jp/town/introduction/formation/seisaku/project/shoukou/sien/keizoku/
	補給 雇用維持助成金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者に対して、緊急的な支援として、最大で300万円を助成します。	従業員数21人以上の法人 ※町外に本社があり、町内に事業所を置く場合も対象となります	1.新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している事業者 2.雇用の維持に努めている事業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、労働者の雇用を維持するために、国の雇用調整助成金の支給申請を行っている、又は申請を行う予定の事業者							→ ～R2.10/30まで									・従業員数 × 5万円 ・上限 150万円×2回	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL：0847-89-3351	http://www.iinsekigun.jp/town/introduction/formation/seisaku/project/shoukou/sien/koyo/
	給 小規模事業者 緊急支援給付金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者に対して、緊急的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します					→ R2.4/28～6/30											最大 法人（従業員20人以下）：50万円 個人事業者： 20万円	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL：0847-89-3351	http://www.iinsekigun.jp/town/introduction/formation/kinkyu/

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。